

改正	昭和41年4月1日	昭和42年4月1日
	昭和43年4月1日	昭和44年4月1日
	昭和44年5月16日	昭和44年6月4日
	昭和46年1月1日	昭和46年4月1日
	昭和47年4月1日	昭和48年1月1日
	昭和48年4月1日	昭和48年11月14日
	昭和49年4月1日	昭和50年1月1日
	昭和50年4月1日	昭和50年12月3日
	昭和51年4月1日	昭和52年4月1日
	昭和53年4月1日	昭和54年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和56年1月1日
	昭和56年4月1日	昭和56年5月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年8月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成2年6月1日	平成2年7月27日
	平成3年4月1日	平成3年10月1日
	平成3年12月16日	平成4年4月1日
	平成4年7月1日	平成5年4月1日
	平成5年12月17日	平成6年3月12日
	平成7年4月1日	平成8年7月1日
	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成13年5月1日	平成13年6月20日
	平成14年4月1日	平成14年9月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成16年11月4日	平成17年1月27日
	平成17年7月28日	平成17年9月28日
	平成17年11月29日	平成18年3月16日
	平成18年5月25日	平成18年6月22日
	平成18年11月24日	平成19年3月29日
	平成19年5月24日	平成19年7月19日
	平成20年3月14日	平成21年1月22日
	平成21年3月12日	平成21年6月10日
	平成22年4月1日	平成22年5月27日
	平成23年1月27日	平成23年11月24日
	平成24年3月29日	平成24年9月27日
	平成25年1月24日	平成26年1月30日
	平成27年1月29日	平成28年1月28日
	平成29年4月1日	平成30年3月29日
	平成31年1月31日	令和2年3月18日
	令和4年1月27日	令和5年1月26日
	令和5年3月16日	令和5年7月27日
	令和6年1月24日	

第1章 総則

(目的および使命)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し、社会の要求する学術の理論および応用を研究、教授することによって人間を形成し、あわせて獨協学園の伝統である外国語教育を重視して今後の複雑な国内および国際情勢に対処できる実践的な独立の人格を育成することを目的とする。

(自己点検・評価および内部質保証の推進)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、継続的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価の結果を受けて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、教育研究等の質の保証（以下「内部質保証」という。）を推進するものとする。

3 自己点検・評価の実施および内部質保証の推進については、別に定める。

(情報公開)

第1条の3 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 修業年限・学年・学期および休業日

(修業年限)

第2条 本学の修業年限は、4年（8学期）とする。

2 修業年限を第1学年から第4学年（第1学期から第8学期）までに分ける。

3 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年度)

第3条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第4条 学年度を分けて、次の二学期とする。

春学期 4月1日から9月23日まで

秋学期 9月24日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日（10月22日）

(4) 春季休業（3月25日から3月31日まで）

(5) 夏季休業（7月24日から9月23日まで）

(6) 冬季休業（12月25日から1月7日まで）

2 時宜により、学長は前項第2号ないし第6号の休業日または休業期間を変更することができる。

第3章 学部・学科および収容定員

(学部・学科)

第6条 本学に次の学部・学科をおく。

外国語学部	ドイツ語学科 英語学科 フランス語学科 交流文化学科
国際教養学部	言語文化学科
経済学部	経済学科 経営学科 国際環境経済学科
法学部	法律学科 国際関係法学科

総合政策学科

(学生定員)

第7条 本学の学部・学科別入学・収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
外国語学部	ドイツ語学科	120名	480名
	英語学科	250名	1,000名
	フランス語学科	95名	380名
	交流文化学科	100名	400名
国際教養学部	言語文化学科	150名	600名
経済学部	経済学科	280名	1,120名
	経営学科	280名	1,120名
	国際環境経済学科	120名	480名
法学部	法律学科	210名	840名
	国際関係法学科	75名	300名
	総合政策学科	75名	300名

第4章 学部・学科の目的

(外国語学部の目的)

第8条 外国語学部ドイツ語学科は、ドイツ語の運用能力を養成し、ドイツ語圏の言語・歴史・文化・社会を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

2 外国語学部英語学科は、英語の運用能力を養成し、英語圏の言語・文学・文化・社会・国際関係などを理解するための専門知識を身につけた、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

3 外国語学部フランス語学科は、フランス語の運用能力を養成し、フランス語圏の言語・歴史・文化・社会を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

4 外国語学部交流文化学科は、英語を中心とした外国語の運用能力を養成し、交流する文化の諸相を理解するための専門知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

(国際教養学部の目的)

第9条 国際教養学部言語文化学科は、複数の外国語の運用能力を身につけるとともに、環太平洋地域を見据えた日本を含む諸地域の言語・文化・社会についての知識を習得し、さらに、日本が蓄積してきた「知」を国際社会における教養の一環として積極的に発信しうる市民を育成することを目的とする。

(経済学部の目的)

第10条 経済学部経済学科は、外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経済学の専門知識を習得した、国際的視野を有する優れた社会人の育成を目的とする。

2 経済学部経営学科は、外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経営学・情報の専門知識を習得した、国際的視野を有する優れた社会人の育成を目的とする。

3 経済学部国際環境経済学科は、外国語の能力、ならびに、豊かな歴史観、自然観、および、倫理観を中核とする教養に基礎付けられた経済学の専門知識を習得したうえで、環境に対する責任と正しい認識に基づき、持続可能な社会の実現を目指して、地域社会や国際社会に貢献できる実践的な人材の育成を目的とする。

(法学部の目的)

第11条 法学部法律学科は、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた法学の専門的知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

2 法学部国際関係法学科は、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教

養に基礎付けられた国際的な法学、および、政治学の知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

- 3 法学部総合政策学科は、外国語の能力、ならびに、歴史、文化、および、社会に関する深い教養に基礎付けられた地域的、および、国際的な政治学、および、法学の知識を習得した、国際的視野に立つ教養人を育成することを目的とする。

第5章 授業方法、授業科目および単位数

(授業方法)

第11条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業科目の区分)

第12条 授業科目は、必修科目・選択必修科目および選択科目の3種に分ける。

(授業科目の配当)

第13条 授業科目は、原則として、これを第1学年から第4学年(第1学期から第8学期)に配当して教育する。

- 2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(授業科目の種類・単位)

第14条 各学部・学科における授業科目および単位数は、別表IないしIVのとおりとする。

第15条から第18条まで 削除

第6章 授業科目の単位の修得

(外国語学部授業科目の単位の修得)

第19条 外国語学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

- (1) ドイツ語学科

別表(I-1、I-5およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- (2) 英語学科

別表(I-2、I-5およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- (3) フランス語学科

別表(I-3、I-5およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- (4) 交流文化学科

別表(I-4、I-5およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- 2 各学科所定の範囲内の単位を、他学科または他学部授業科目の単位をもって代えることができる。

(国際教養学部授業科目の単位の修得)

第19条の1の2 国際教養学部授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

言語文化学科 別表(Iの2およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- 2 学科所定の範囲内の単位を、他学部授業科目の単位をもって代えることができる。

(経済学部授業科目の単位の修得)

第19条の2 経済学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

- (1) 経済学科

別表(II-1およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- (2) 経営学科

別表(II-2およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- (3) 国際環境経済学科

別表(II-3およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- 2 各学科所定の範囲内の単位を、他学科または他学部授業科目の単位をもって代えることができる。

(法学部授業科目の単位の修得)

第19条の3 法学部各学科授業科目の単位の修得は、次のとおりとする。

- (1) 法律学科

別表(III-1およびIV)に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

- (2) 国際関係法学科

別表（Ⅲ—2およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

(3) 総合政策学科

別表（Ⅲ—3およびⅣ）に基づき、最低修得単位数は128単位とする。

2 各学科所定の範囲内の単位を、他学科授業科目の単位をもって代えることができる。

(外国人学生等の履修の特例)

第19条の4 外国人学生および帰国学生の授業科目の履修については、特例を認める。

2 前項の特例については、別に定める。

(入学前に修得した単位等の認定)

第19条の5 本学に入学、編入学または再入学した者については、第19条ないし第19条の3の規定による単位の一部を、既に修得したものとして認定することができる。

2 前項の認定については、別に定める。

(他大学等における授業科目の履修)

第19条の6 学生は、事前の許可を得て、本学と協定を結んだ大学（外国の大学を含む。）またはその他の外国の大学等において、その授業科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位は学部・学科の授業科目の単位数の一部として認定することができる。

3 前2項の実施については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条の7 本学は、教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

(認定単位数の上限)

第19条の8 第19条の6および第19条の7により本学において修得したものとみなす単位数は、編入学および再入学を除く第19条の5の入学前に修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業科目の履修)

第19条の9 本学は、第11条の2に規定する授業については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業科目及び履修方法その他の事項については、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第20条 教員免許状の授受を受ける所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、本学所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の種類・単位数および教員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）は、別表Ⅴのとおりとする。

(司書・司書教諭資格の取得)

第21条 司書または司書教諭の資格を得ようとする者は、図書館法および同法施行規則または学校図書館法および学校図書館司書教諭講習規程の定めるところにより、本学所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目の種類および単位数は、別表Ⅵのとおりとする。

第7章 授業科目の単位算定・履修登録・単位認定および卒業

(単位の算定)

第22条 1 単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 削除

(3) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、第1号および第3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の

授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修登録)

第23条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

- 2 学科目の履修登録等については、別に定める。

(単位の認定方法)

第24条 授業科目の単位の認定は、筆記または口述による試験その他の方法による。

- 2 試験の実施については、別に定める。

(単位の認定の時期)

第25条 単位認定の時期は、学期末または学年度末とする。

(成績評価)

第26条 成績の評価は、特優(AA)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(F)の5段階とし、特優(AA)・優(A)・良(B)・可(C)を合格とする。

- 2 合格した科目については、所定の単位を与える。

第27条 削除

第28条 削除

(卒業)

第29条 修業年限を満たし、所定の単位を修得した者は卒業することを認め、学士の学位を授与する。

- 2 本学に編入学または再入学した者は、修業年限を短縮して卒業することができる。

(卒業の時期)

第29条の2 学生を卒業させる時期は、各学期末とし、卒業日を次のとおりとする。

- (1) 春学期 9月20日
(2) 秋学期 3月20日

(学士の学位)

第30条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

外国語学部	ドイツ語学科	学士(外国文化)
	英語学科	学士(外国文化)
	フランス語学科	学士(外国文化)
	交流文化学科	学士(外国文化)
国際教養学部	言語文化学科	学士(外国文化)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
	経営学科	学士(経営学)
	国際環境経済学科	学士(経済学)
法学部	法律学科	学士(法学)
	国際関係法学科	学士(法学)
	総合政策学科	学士(法学)

第8章 入学・編入学および再入学

(入学の時期)

第31条 学生を入学させる時期は、学年度の初めとする。

- 2 前項にかかわらず、国際教養学部言語文化学科の入学の時期は各学期の初めとする。

(入学資格)

第32条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了したものまたはこれに準ずる者で文部科

学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定したもの
 - (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣がおこなう大学入学資格検定に合格した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣がおこなう高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者
- (入学の許可)

第33条 入学の許可は、検定によって定める。

(編入学・再入学・学士入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

- (1) 本学の一つの学部学科を卒業した者で、更に他の学部学科に入学を志願する者
- (2) 第43条の規定により退学した者で、再入学を志願する者
- (3) 他の大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (4) 他の大学に1年以上在学した者で、本学に入学を志願する者
- (5) 短期大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (6) 高等専門学校を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (7) 学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる者で、本学に入学を志願する者

2 前項第1号および第3号による入学を学士入学という。

(外国人の入学等)

第35条 外国人で入学または編入学を志願する者があるときは、特別の選考により入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した者を外国人学生という。

3 外国人学生の入学資格等については、第32条および第34条の規定を準用する。

4 外国の大学に在籍しながら本学の授業科目を履修する者を、外国人留学生という。

5 外国人学生および外国人留学生の受け入れについては、別に定める。

(帰国生徒の入学等)

第35条の2 外国において高等学校に相当する課程を修了した日本人または日本に永住する外国人等(出入国管理及び難民認定法の別表第二に掲げる者)で入学を志願する者は、特別の選考により入学を許可することができる。

2 外国の大学またはこれに相当する教育機関の課程を一部または全部修了した日本人または日本に永住する外国人等(出入国管理及び難民認定法の別表第二に掲げる者)で、編入学を志願する者は、特別の選考により入学を許可することができる。

3 前2項の規定により入学または編入学した者を、帰国学生という。

4 帰国学生の入学資格、単位の修得および振替・換算の方法等については別に定める。

(入学手続)

第36条 入学または編入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

(転部・転科)

第37条 本学に入学した者で転部・転科を志願する者は、学年度の初めに限り、特別の選考によってこれを許可することができる。

第9章 休学・退学・除籍および転学

(休学)

第38条 休学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得て、その学期および学年度が終るまで休学することができる。引き続き休学するときは、あらためて願い出なければならない。

(休学命令)

第39条 学長は、特別の必要があると認めた者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第40条 休学期間は、通算して4年(8学期)を超えることができない。

(在学期間不算入)

第41条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学の理由が止んで復学するときは、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

(休学の特例)

第42条の2 第19条の6の規定により他大学において授業科目を履修する学生の在学期間および休学の取扱いについては、第38条ないし第42条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第44条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学部教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第2条第3項の規定する期間を超えた者
- (2) 第40条の規定する期間を超えた者
- (3) 授業料等納付金の納付を遅滞し、督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 行方不明の届け出のあった者

2 死亡届け出のあった学生については、学長が除籍する。

(転学)

第45条 他の大学に入学または転学を志望する者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第46条 第44条または第49条の規定により除籍または退学の処分を受けた者についても、事情により再入学を許可することができる。

2 再入学者の取扱いについては、第34条の規定を準用する。

第10章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、特に推賞すべき行為があった学生に対して、全学教授会の審議を経て表彰することができる。

(授賞)

第48条 学長は、卒業に際して人物および成績ともに優秀な学生に対して、全学教授会の審議を経て賞を授けることができる。

(懲戒)

第49条 本学の学則その他諸規則に背き、または秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行った学生は、全学教授会の審議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒の処分は、戒告・停学および退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 入学検定料・入学金および授業料等納付金

(入学検定料)

第50条 入学を志願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料については、別に定める。

(入学金)

第51条 入学を許可された者は、入学金として金190,000円を納付しなければならない。

(編入学者等への適用)

第52条 第34条に規定する者についても、前2条の規定を適用する。

(授業料)

第53条 授業料は各学期金420,000円とし、次項に規定する納付期限までに全額納付しなければならない。

2 授業料の納付期限は次のとおりとする。

(1) 春学期 4月末日

(2) 秋学期 9月末日

(その他の納付金)

第54条 第51条および第53条に規定する納付金のほかに、在籍基本料その他の教育充実費金140,000円、およびその他の諸経費を各学期に徴する(授業料、教育充実費およびその他の諸経費を合わせて、以下「授業料等納付金」という。)

2 教育充実費の納付期限は次のとおりとする。

(1) 春学期 4月末日

(2) 秋学期 9月末日

3 その他の諸経費については、別に定める。

(納付金の納付・減免)

第55条 休学または停学中であっても、授業料等納付金は納付しなければならない。ただし、休学を許可された者または休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、在籍基本料およびその他の諸経費を除き減免することができる。

(授業料の特例)

第55条の2 第19条の6の規定により他大学において授業科目を履修する学生および第35条第4項の規定による外国人留学生の授業料については、別に定める。

(退学者等の納付金納付義務)

第56条 春学期または秋学期の中途において、第43条の規定によって退学し、または第44条もしくは第49条の規定によって除籍もしくは退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(既納付金の取扱い)

第57条 既納付金は、いかなる理由があっても還付しない。

2 前項にかかわらず、入学辞退による還付については別に定めるところによる。

第11章の2 奨学金

(奨学金制度)

第57条の2 本学に奨学金制度を設ける。

2 奨学金制度については、別に定める。

第12章 教職員組織

(学長)

第58条 本学に、学長をおく。

2 学長は、本学を統轄し、これを代表する。

3 学長予定者の選出については、別に定める。

(副学長)

第59条 本学に、副学長をおくことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて本学を統轄する。

3 副学長は、全学教授会の審議を経て学長が指名する。

(学部長・学科長)

第60条 本学に、外国語学部長、国際教養学部長、経済学部長および法学部長をおく。

2 学部長は、学部を代表し、その学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部長に事故があるとき、学部教授会の審議を経て学長から任命された者がその職務を代行する。

4 学部長のもとに、学科長をおくことができる。

5 学部長および学科長の選任については、別に定める。

(図書館長等)

第61条 本学に、図書館長、教務部長、学生部長および総合企画部長をおく。

2 図書館長、教務部長、学生部長および総合企画部長は、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 図書館長、教務部長、学生部長および総合企画部長の選任については、別に定める。

(自己点検・評価室長)

第61条の2 本学に、自己点検・評価室長をおく。

2 自己点検・評価室長は、本学の点検および評価にあたり、学長を補佐する。

3 自己点検・評価室長の選任については、別に定める。

(事務局長)

第62条 本学に、事務局長をおく。

2 事務局長は、本学の運営に関して学長を補佐する。

(教職員)

第63条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手および事務職員をおく。

第13章 削除

第14章 教授会

(教授会)

第64条 本学に、全学教授会をおく。

2 各学部に、学部教授会をおく。

3 学部教授会のもとに、学科教授会をおくことができる。

(教授会の構成)

第65条 全学教授会は、学長および本学の全専任教員をもって構成する。

2 学部教授会は、学部所属の全専任教員をもって構成する。

(教授会の招集・運営)

第66条 全学教授会は、学長が招集する。

2 学部教授会は、学部長が招集する。

3 全学教授会、学部教授会および学科教授会の運営については、別に定める。

(教授会の招集請求)

第67条 全学教授会の構成員の六分の一以上から議題を示して請求があったときは、学長は遅滞なく全学教授会を招集するものとする。

(全学教授会の審議事項)

第68条 全学教授会は、次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議する。

(1) 学則およびその他の全学にかかわる規程等の制定および改廃に関する事項

(2) 学長予定者の推薦に関する事項

(3) 教員の任用審査、昇任審査その他人事に関する事項

(4) 授業および試験の実施等教務に関する事項

(5) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項

(6) 本学則その他の規程に規定された事項

(7) 第67条の規定による招集請求に議題として示された事項

(8) その他全学に関する事項

(学部教授会の審議事項)

第69条 学部教授会は、その学部に関わる次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議する。

(1) 学位の授与に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学生の入学、退学、卒業その他第47条ないし第49条に規定する賞罰を除く身分に関する事項

(3)の2 所属教員の任用審査、昇任審査その他人事に関する事項

(4) 各種委員の選出に関する事項

(5) 全学教授会から委任された事項

(6) その他学部の運営に関する事項

第70条 削除

(全学教授会の庶務)

第71条 全学教授会の庶務は、総務課において行う。

2 総合企画課は、議事録を作成し、次回の教授会において確認を受けるものとする。

第15章 部局長会

(部局長会)

第72条 本学に、部局長会をおく。

(部局長会の任務)

第73条 部局長会は、諸部局の連絡調整に当たるとともに、学内運営に関する重要事項について、学長の諮問に応えるものとする。

(部局長会の構成)

第74条 部局長会は、学長、副学長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、キャリアセンター所長、入試部長、教育研究支援センター所長、国際交流センター所長、学友会総務部長、事務局長、総務部長、経理部長、および施設事業部長をもって構成する。

(部局長会の招集)

第75条 部局長会は、学長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。

(部局長会の運営)

第76条 部局長会の運営については、別に定める。

第16章 委員会

(各種委員会)

第77条 本学に、必要に応じて常置の委員会または臨時の委員会をおく。

(委員会の運営)

第78条 各種委員会については、別に定める。

第17章 図書館

(図書館)

第79条 本学に、図書館を設ける。

2 図書館は、図書・文献および研究資料を収集管理し、教職員および学生の閲覧に供する。

(図書館の運営)

第80条 図書館の運営等については、別に定める。

第17章の2 附属機関

(研究所・センター)

第80条の2 本学に次の附属機関を設ける。

(1) 教育研究支援センター

(2) 削除

(3) 国際交流センター

2 附属機関の運営については、別に定める。

第80条の3 及び第80条の4 削除

第17章の3 エクステンションセンター

(エクステンションセンター)

第80条の5 生涯学習とキャリア・ディベロップメント及び地域連携に関する諸事業に資するため、本学にエクステンションセンターを設ける。

2 エクステンションセンターの運営については別に定める。

第18章 保健・安全衛生

(保健センター)

第81条 本学に、教職員および学生の健康を管理するため、保健センターを設ける。

2 保健センターに、校医、保健師その他の職員をおく。

3 教職員および学生は、毎年定められた時期に健康診断を受けなければならない。

4 保健センターの運営等については、別に定める。

(安全衛生管理)

第82条 本学は、教職員および学生の安全の確保と健康の保持増進および快適な環境の形成を促進するために、安全衛生管理上、必要な処置を実施する。

2 安全衛生管理については、別に定める。

第83条から第84条 削除

第19章 学友会

(学友会)

第85条 本学に、教育機構の一環として学友会をおく。

2 学友会に、会長、副会長、総務部長、文化部長および体育部長をおく。

3 学友会の運営については、別に定める。

第20章 学生寮

(学生寮)

第86条 本学に、学生寮を設ける。

2 学生寮については、別に定める。

第87条 削除

第20章の2 大学院

(大学院)

第87条の2 本学に、大学院をおく。

2 大学院の学則は、別に定める。

第21章 削除

第88条から第98条まで 削除

第22章 聴講生・科目等履修生・特別聴講生および委託研修生

(聴講生・科目等履修生)

第99条 本学の学生以外の者で、一科目または数科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、在学者の学修に妨げのない限り、聴講生または科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生とは、大学設置基準第31条に基づき授業科目を履修する者をいう。

3 聴講生とは、学位等の取得を目的としない者をいう。

4 前各項に定めるもののほか、聴講生・科目等履修生については、別に定める。

(特別聴講生)

第100条 他大学若しくは高等学校又はそれらに準ずる教育機関の学生又は生徒が本学との協定に基づき、本学の授業科目の聴講を志願するときは、これを特別聴講生として許可することができる。

2 特別聴講生については、別に定める。

(委託研修生)

第100条の2 公共団体その他の団体から本学に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として許可することができる。

2 委託研修生については、別に定める。

第22章の2 正課外講座

(正課外講座)

第100条の3 第19条から第21条までに規定する授業科目以外に、正課外講座を開設することができる。

2 社会人等の教養と文化の向上に資するため、オープンカレッジ講座等の生涯学習に関する講座を開設することができる。

3 学生等のキャリア・ディベロップメントに資するため、本学にキャリア・ディベロップメント講座を開設することができる。

4 正課外講座の運営については、別に定める。

(施設の開放)

第100条の4 本学の教育に支障のない場合に限って、教室・運動場等の施設を学外者に開放することができる。

2 施設の開放については、別に定める。

第101条から第103条まで 削除

附 則

第104条 本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

- 第105条 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 第106条 第53条の規定にかかわらず、昭和39年度および昭和40年度の入学者の授業料は、年額60,000円とする。
- 第107条 第54条の規定にかかわらず、昭和40年度の入学者の施設拡充費は、年額18,000円とする。
附 則
- 第108条 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 第109条 第53条の規定にかかわらず、昭和41年度入学者の授業料は年額金70,000円とする。
附 則
- 第110条 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。
附 則
- 第111条 本学則は、昭和44年4月1日から施行する。
附 則
- 第112条 本学則は、昭和44年5月16日から施行し、第70条の改正規定は、昭和44年4月1日から適用する。
附 則
- 第113条 本学則は、昭和44年6月4日から施行する。
附 則
- 第114条 本学則は、昭和46年1月1日から施行する。
附 則
- 第115条 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。
附 則
- 第116条 本学則は、昭和47年4月1日から施行する。
附 則
- 第117条 本学則は、昭和48年1月1日から施行する。
附 則
- 第118条 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、第19条の適用は現に専門課程に在学する者については、従前の学則によるものとする。
附 則
- 第119条 本学則は、昭和48年11月14日から施行する。
附 則
- 第120条 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 第121条 第53条および第96条の規定にかかわらず、昭和48年度以前の入学者の授業料は学部年額金80,000円、専攻科年額金60,000円とする。
- 第122条 昭和49年1月9日改正の別表Ⅳ一(1)の規定は昭和49年度から新規に司書科目を履修する場合に適用することとし、その移行措置は別に定める。
- 第123条 昭和49年2月13日改正の別表Ⅱ一1一(2)の規定は昭和49年度以後の入学者から適用し、昭和48年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 第124条 昭和49年3月2日改正の別表Ⅱ一2一(1)の規定に基づく外国経済事情を修得した者は、これを外国経済事情Ⅰの科目を修得したものとみなす。
附 則
- 第125条 本学則は、昭和50年1月1日から施行する。
- 第126条 第96条の規定にかかわらず、昭和49年度以前の専攻科入学者の授業料は、年額金80,000円、諸費は、金6,000円とする。
- 第127条 昭和49年12月11日改正の別表Ⅱ一3の規定は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、旧表によって既に履修した科目および単位については、なお従前の例によりそのまま有効とし、また、昭和50年3月末日現在専門課程に在籍する者については、なお旧表を適用する。
- 第128条 昭和50年1月8日改正の別表Ⅱ一2一(1)の規定は、昭和49年度以後の入学者から適用し、昭和48年度以前の入学者については、なお従前の例による。
附 則
- 第129条 本学則は、昭和50年12月3日から施行する。

第130条 第50条、第51条、第53条、第54条、および第96条の規定にかかわらず、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第131条 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

第132条 昭和51年3月18日改正の別表Ⅱ—2—(1)、別表Ⅱ—2—(2)の規定は昭和51年度以後の入学者から適用し、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第133条 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

第134条 第53条および第96条の規定にかかわらず、昭和51年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第135条 昭和52年1月12日改正の別表Ⅱ—2—(1)、別表Ⅱ—2—(2)の規定は昭和51年度以後の入学者から適用し、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第136条 本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

第137条 第51条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第137条の2 昭和53年3月1日改正の別表Ⅲの規定は昭和53年4月1日から適用する。

附 則

第138条 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第50条および第96条の入学検定料については、昭和54年度の入学志願者から適用する。

第139条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和53年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第140条 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

第141条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第142条 昭和54年12月12日改正の別表Ⅱ—1—(1)、別表Ⅱ—1—(2)、別表Ⅱ—1—(3)および別表Ⅱ—1—(4)の規定は、昭和55年度以後の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第143条 本学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

第144条 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

第145条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和55年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第146条 昭和55年10月8日改正の別表Ⅱ—2—(1)および別表Ⅱ—2—(2)の規定は、昭和55年度以後の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第147条 本学則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

第148条 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

第149条 第53条、第54条および第96条の規定にかかわらず、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第150条 昭和58年1月12日改正の別表Ⅱ—3の規定は、昭和57年度以後の入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、昭和57年度入学者が旧表によって修得した科目および単位については、有効とする。

附 則

第151条 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

第152条 第53条および第96条の規定にかかわらず、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第153条 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

第154条 昭和59年12月5日改正の別表Ⅳ―(1)およびⅣ―(2)の規定は、昭和59年度以後の入学
者から適用し、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第155条 昭和60年2月6日改正の別表Ⅱ―1―(1)、別表Ⅱ―1―(2)、別表Ⅱ―1―(3)、別表
Ⅱ―2―(1)および別表Ⅱ―2―(2)の規定は、昭和55年度以後の入学者から適用し、昭和54年度
以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第156条 本学則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

第157条 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

第158条 昭和61年10月8日改正の別表Ⅱ―2―(1)の規定は昭和61年度の入学者から適用し、昭和
60年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第159条 昭和61年12月10日の改正の別表Ⅱ―2―(1)および別表Ⅱ―2―(2)の規定は、昭和55年
度の入学者から適用し、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第160条 昭和61年12月10日改正の別表Ⅱ―2―(1)および別表Ⅱ―2―(2)の規定は、昭和61年度
の入学者から適用し、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第161条 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

第162条 昭和62年7月8日改正の別表Ⅱ―1―(4)の規定は、昭和60年度入学者から適用し、昭和
59年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第163条 昭和62年11月18日改正の別表Ⅱ―2―(1)およびⅡ―2―(2)の規定は、昭和61年度以後
の入学者から適用し、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第164条 本学則は、平成元年4月1日から施行する。

第165条 平成元年1月27日改正の学則第19条第1項第1号及び別表Ⅰ―(1)の規定は、平成元年度
入学者から適用し、昭和63年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第166条 本学則は、平成元年7月28日から施行する。

第167条 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第51条については、平成2年度の入
学者から適用する。

第168条 平成元年7月28日改正の別表Ⅲ教員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）の規定は改
正日より適用する。

第169条 平成元年7月28日改正の別表Ⅰ―(1)、別表Ⅰ―(3)、別表Ⅱ―1―3、別表Ⅱ―4、お
よび別表Ⅲ―1の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、な
お従前の例による。

第170条 平成元年7月28日改正の別表Ⅱ―2―(1)、別表Ⅱ―2―(2)の規定は、昭和63年度入学
者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

第171条 本学則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成2年獨大学則第1号）

第172条 本学則は、平成2年7月27日から施行する。

第173条 平成2年7月27日改正の別表Ⅱ―4、別表Ⅲ―1および別表Ⅲ―2の規定は、平成2年度
入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、平成6年3月31日までは、なお従前の例
による。

附 則（平成2年獨大学則第2号）

第174条 経済学部の経済学科および経営学科の入学定員は、第7条の規定にかかわらず、平成3年
度から平成6年度までの間は各400名とする。

2 前項の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成2年獨大学則第3号）

第175条 本学則は、平成2年7月27日から施行する。ただし、第53条の改正は平成3年4月1日か

ら適用する。

第176条 第53条の規定にかかわらず、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成2年獨大学則第4号）

第177条 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

第178条 平成2年12月21日改正後の別表Ⅰ—(1)、および第19条の第1項第1号の規定は、平成2年度の入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第179条 平成2年12月21日改正後の別表Ⅰ—(2)、および第19条の第1項第2号の規定は、平成3年度の入学者から適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第180条 平成2年12月21日改正後の別表Ⅱ—1—(2)は、昭和63年度の入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年獨大学則第2号）

第181条 本学則は平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成3年獨大学則第4号）

第182条 本学則第7条に規定する外国語学部のドイツ語学科、英語学科、フランス語学科および法学部法律学科の入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間は、外国語学部ドイツ語学科170名、英語学科400名、フランス語学科110名、法学部法律学科400名とする。

2 前項の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成3年獨大学則第5号）

第183条 本学則は平成4年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条、第29条および第30条の規定は平成3年12月16日から施行する。

第184条 平成3年12月16日改正後の別表Ⅰ—(2)、および第19条の第1項第2号の規定は、平成4年度の入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成4年獨大学則第2号）

第185条 本学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年獨大学則第3号）

第186条 本学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年12月17日改正後の第19条の第1項第2号、別表Ⅰ—(2)、別表Ⅱ—1—(2)、別表Ⅱ—2—(1)及び別表Ⅱ—2—(2)の規定は、平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 平成4年12月17日改正後の別表Ⅱ—1—(2)（専門教育科目中の第二外国語スペイン語）及び別表Ⅱ—1—(4)の規定は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年獨大学則第3号）

（平成6年獨大学則第1号）

第187条 本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、改正後の本学則第9条、第12条ないし第15条、第19条ないし第19条の6、第20条ないし第22条、第27条ないし第29条、第42条の2および第55条の2の各規定ならびに別表ⅠないしⅢおよびⅤは、平成6年度の入学者（編・再入学者を除く。）から適用し、平成5年度以前の入学者については、改正前の第9条を「本学の修業年限の前期2年を教養課程、後期2年を専門課程とする。」と改め、改正前の第13条、第14条、第27条および第28条に「教養部」とあるのを、いずれも「教養課程」と読み替えた上、なお従前の例による。別表Ⅳは、平成5年度の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 編・再入学者については、第2学年入学者は平成7年度から、第3学年入学者は平成8年度から、第4学年入学者は平成9年度から、それぞれ本学則を適用する。これ以前の入学者については、なお従前の例による。

3 平成5年度以前の入学者の教養課程にかかわる事項を処理するため、平成6年4月1日から平成9年3月31日まで、本学に教養課程センターを設ける。

4 平成5年度以前の入学者の教養課程にかかわる審議事項については、教養課程センター所員会議の議を経て、学生の所属する学部の教授会において審議する。

5 平成6年4月1日から平成9年3月31日まで教養課程センター長を第74条に規定する部局長会の

構成員に加える。

附 則（平成6年獨大学則第3号）

第188条 本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第53条および第54条は平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成8年獨大学則第2号）

第189条 本学則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年獨大学則第1号）

第190条 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ－1、Ⅰ－2、Ⅰ－3、Ⅰ－4、Ⅱ－1－(1)、Ⅱ－1－(2)、Ⅱ－1－(3)、Ⅱ－2－(1)、Ⅱ－2－(2)およびⅡ－2－(3)の規定は、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、別表Ⅴ－1 司書科目およびⅤ－2 司書教諭科目の規定は平成10年度在学者から適用する。

附 則（平成10年獨大学則第1号）

第191条 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年獨大学則第2号、第3号）

（平成11年獨大学則第1号）

第192条 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

第193条 平成11年1月28日改正後の別表Ⅰ－5は、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

第194条 平成11年1月28日改正後の別表Ⅲ－3の規定は、平成6年度入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年獨大学則第3号、第4号、第6号）

附 則（平成12年獨大学則第1号、第2号）

第195条 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

第196条 本学則第7条に規定する外国語学部ドイツ語学科、英語学科、フランス語学科および法学部法律学科の入学定員は、同条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
外国語学部	ドイツ語学科	148名	146名	144名	142名	140名
	英語学科	345名	340名	335名	330名	325名
	フランス語学科	104名	103名	102名	101名	100名
法学部	法律学科	300名	295名	290名	285名	280名

第197条 削除

第198条 本学則第51条、第53条および第54条は平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

第199条 平成11年7月29日改正後の別表Ⅰ－1、Ⅰ－2、Ⅰ－3および別表Ⅱの規定は、平成12年度入学者から適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、別表Ⅰ－4の規定は平成11年度入学者から適用する。

第200条 平成11年11月4日改正後の別表Ⅳは、外国語学部言語文化学科および法学部国際関係法学科については、平成11年度入学者から適用する。

附 則（平成12年獨大学則第5号）

（平成13年獨大学則第1号、第3号）

第201条 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

第202条 平成12年7月27日改正後の別表Ⅰ－3は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

第203条 平成13年度は、第5条第1項第3号の創立記念日に関わる休業日を10月23日とする。

第204条 平成13年1月25日改正後の別表Ⅰ－1、Ⅳ－3、Ⅳ－4、ならびに平成13年3月15日改正

後の別表Ⅱ、Ⅳ―1、Ⅳ―5の規定は、平成13年度入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

第205条 平成13年1月25日改正後の第29条の2第1項第1号は平成13年度入学者から適用する。なお、外国語学部言語文化学科は平成11年度入学者から適用する。

第206条 本学則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年獨大学則第6号）

第207条 本学則は、平成13年6月20日から施行する。ただし、第35条の2の出願資格については平成14年度入学者から適用する。

附 則（平成14年獨大学則第1号）

第208条 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

第209条 平成14年1月24日改正後の別表Ⅰ―2の規定は、平成14年度入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年獨大学則第2号）

第210条 本学則は、平成14年9月1日から施行する。ただし、改正後の第57条は、平成15年度入学試験から適用し、平成14年度以前の入学試験については、なお従前の例による。

附 則（平成15年獨大学則第1号、2号、4号）

第211条 本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、各学部について別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 第2条第1項および第2項、第4条、第13条ならびに第40条の規定（学期制）については、外国語学部言語文化学科の平成11年度入学者、外国語学部英語学科および経済学部の平成13年度入学者ならびに外国語学部ドイツ語学科、同学部フランス語学科および法学部の平成15年度入学者から適用し、それ以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成15年獨大学則第6号）

第212条 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第53条および第54条は平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成16年獨大学則第6号、平成17年獨大学則第1号、第4号）

第213条 本学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年11月4日改正後の別表Ⅱ―1、Ⅱ―2ならびに平成17年1月27日改正後の別表Ⅰ―1、Ⅰ―2、Ⅳ―2、Ⅴ―4は、平成17年度入学者から適用し、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年獨大学則第5号、第6号、平成18年獨大学則第1号）

第214条 本学則は、平成18年4月1日より施行する。ただし、平成17年9月28日改正後の別表Ⅰ―2―1ならびに17年11月29日改正後の別表Ⅴ―4は、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年獨大学則第3号）

第215条 本学則は、平成18年5月25日から施行する。

附 則（平成18年獨大学則第5号、第6号）

第216条 本学則は、平成19年4月1日より施行する。

（外国語学部言語文化学科の存続に関する経過措置）

第217条 外国語学部言語文化学科は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2 外国語学部言語文化学科に在学する学生については、なお従前の例による。

3 改正後の学則第7条の規定にかかわらず平成19年度から21年度までの間の定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
外国語学部	ドイツ語学科	130名	550名	130名	540名	130名	530名
	英語学科	320名	1,295名	320名	1,290名	320名	1,285名

	フランス語 学科	95名	395名	95名	390名	95名	385名
	言語文化学 科	— (5名)	310名	— (5名)	210名	—	105名
国際教養学 部	言語文化学 科	150名	150名	150名	300名	150名 (5名)	455名
経済学部	経済学科	350名	1,400名	350名	1,400名	350名	1,400名
	経営学科	350名	1,400名	350名	1,400名	350名	1,400名
法学部	法律学科	255名	1,095名	255名	1,070名	255名	1,045名
	国際関係法 学科	100名 (5名)	425名	100名 (5名)	420名	100名 (5名)	415名

() は3年次編入学定員

附 則 (平成19年獨大学則第2号、第4号、第5号) (平成20年獨大学則第1号)

第218条 本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第74条第2項に係わる改正については、平成19年4月1日より施行する。

2 第53条および第54条の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

第219条 本学則第7条に規定する法学部法律学科、国際関係法学科および総合政策学科の定員は、同条の規定にかかわらず平成20年度から22年度までの間は、次表のとおりとする。

学部	学科	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学部	法律学科	210名	1,025名	210名	955名	210名	885名
	国際関係法 学科	75名 (5名)	395名	75名 (5名)	365名	75名 (5名)	335名
	総合政策学 科	70名	70名	70名	140名	70名	210名

() は3年次編入学定員

2 第217条第3項に規定する法学部法律学科および国際関係法学科の定員についても同様とする。

附 則 (平成20年獨大学則第2号)

第220条 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する外国語学部ドイツ語学科、外国語学部英語学科および外国語学部交流文化学科ならびに経済学部経済学科および経済学部経営学科の収容定員は、第7条の規定にかかわらず平成21年度から平成23年度までの間は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
外国語学部	ドイツ語学 科	120名	520名	120名	500名	120名	490名
	英語学科	250名	1,215名	250名	1,140名	250名	1,070名
	交流文化学 科	100名	100名	100名	200名	100名	300名
経済学部	経済学科	340名	1,390名	340名	1,380名	340名	1,370名
	経営学科	340名	1,390名	340名	1,380名	340名	1,370名

3 附則第217条第3項に規定する外国語学部ドイツ語学科、外国語学部英語学科、経済学部経済学科および経済学部経営学科の入学定員および収容定員は、附則第217条第3項の規定にかかわらず平成21年度は、前項の表のとおりとする。

附 則 (平成21年獨大学則第3号)

第221条 本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし平成21年1月22日改正後の別表Ⅰ—1、別表Ⅰ—2—2、別表Ⅰ—3、別表Ⅴ—1、別表Ⅴ—4、別表Ⅴ—5および平成21年3月12日改正後の別表Ⅴ—4は、平成21年度入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則（平成21年獨大学則第6号）

第222条 本学則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則（平成21年獨大学則第7号、平成22年獨大学則第1号）

第223条 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅴ—1の規定は、2010年度入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年獨大学則第4号）

第224条 本学則は、平成22年9月24日から施行する。

附 則（平成23年獨大学則第1号）

第225条 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年獨大学則第5号）

第226条 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅵ—1については、施行の日より前に既に本学に在籍している者についてはなお従前の例による。

附 則（平成24年獨大学則第3号）

第227条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第7条に規定する経済学部経済学科、経済学部経営学科および国際環境経済学科の収容定員は、第7条の規定にかかわらず平成25年度から平成27年度までの間は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	280名	1,300名	280名	1,240名	280名	1,180名
	経営学科	280名	1,300名	280名	1,240名	280名	1,180名
	国際環境経済学科	120名	120名	120名	240名	120名	360名

附 則（平成24年獨大学則第6号）

第228条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第53条および第54条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年獨大学則第1号）

第229条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ、別表Ⅰの2、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴについては、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者並びに平成25年度以前に第2学年に入学した者及び平成26年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年獨大学則第1号）

第230条 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成26年1月30日改正後の別表Ⅴ—1については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者並びに平成25年度以前に第2学年に入学した者及び平成26年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年獨大学則第1号）

第231条 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年獨大学則第1号）

第232条 本学則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則（平成28年獨大学則第2号）

第233条 本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ—2については、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者ならびに平成28年度以前に第2学年に入学した者および平成29年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年獨大学則第1号）

第234条 本学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅱ及び別表Ⅲ—3については、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前に入学した者並びに平成29年度以前に第2学年に入学した者及び平成30年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。改正後の別表Ⅴ—4については、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前に入学した者並びに平成28年度以前に第2学年に入学した者及び平成29年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年獨大学則第4号）

第235条 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年獨大学則第5号）

第236条 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年獨大学則第1号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ、別表Ⅰの2、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴについては、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者並びに平成31年度以前に第2学年に入学した者及び平成32年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成31年獨大学則第1号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年獨大学則第2号）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅰ、別表Ⅰの2、別表Ⅱ、別表Ⅲ、別表Ⅳ及び別表Ⅴについては、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前に入学した者並びに平成31年度以前に第2学年に入学した者及び平成32年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年獨大学則第1号）

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年獨大学則第1号）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表Ⅴ—1については、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前に入学した者並びに令和4年度以前に第2学年に入学した者及び令和5年度以前に第3学年に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年獨大学則第1号）

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年獨大学則第2号）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年獨大学則第4号）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年獨大学則第5号）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第51条、第53条、第54条、第55条は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年獨大学則第1号）

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表Ⅰ

外国語学部授業科目

別表Ⅱ

経済学部授業科目

別表Ⅲ

法学部授業科目

別表Ⅳ

全学共通授業科目

別表Ⅴ—1

教職課程授業科目

別表Ⅴ－2

各学部共通科目

別表Ⅴ－3

大学が独自に設定する科目

別表Ⅴ－4

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

別表Ⅴ－5

教員免許状の種類（免許教科の種類を含む）

別表Ⅵ－1

司書科目

別表Ⅵ－2

司書教諭科目